

【住民説明】

開発事業の事前調査

まちづくり条例の手続き

開発手続条例【別表第1】	
500㎡以上の土地に関する開発事業	(ア)・(イ)・(ウ)・(エ)・(カ)
開発行為又は一定規模(建築物の高さ又は階数)を超える建築等	
再開発型開発行為及び一定規模を超える建築	(オ)・(キ)
300㎡以上500㎡未満の土地に関する特定斜面地の宅地造成または斜面地建築物の建築の土地に関する開発事業	(ク)・(ケ)・(コ)
300㎡以上500㎡未満の土地に関する区画の分割	(サ)

